

変更後

旭川市保育所等利用調整基準（案）

保育所等（2号認定子ども又は3号認定子どもが利用する保育所、認定こども園又は地域型保育事業）の利用申込者数が、受入可能数を上回る場合には、旭川市で利用調整（選考）を行う。

利用調整は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に保育所等を利用できるよう、本表に基づき調整するものとする。

利用調整は、下の表の右欄「基礎点数」及び「調整点数」の点数を合計し、合計点数の高い世帯の子どもから優先的に保育所等の利用を可能とする。

【 基礎分 】

保育の必要性の事由			基礎点数
1 就労	被雇用者・自営業者	月の就労時間が160時間以上	100
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	90
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	80
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	70
		月の就労時間が80時間以上100時間未満	60
		月の就労時間が60時間以上80時間未満	50
	内職者	月の就労時間が160時間以上	80
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	70
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	60
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	50
		月の就労時間が80時間以上100時間未満	40
		月の就労時間が60時間以上80時間未満	30
2 妊娠・出産	産前6週（多胎妊娠の場合は産前14週）から産後8週（母のみ）		100
3 疾病・障害	入院（1か月以上）		100
	自宅療養	常時臥床	100
		精神性疾患	80
		上記以外の自宅療養	50
	身体障害者手帳	1級・2級（聴覚は6級以上、音声・言語は4級以上）	100
		3級	90
	療育手帳（A・B）		100
	精神障害者保健福祉手帳（1級・2級・3級）		100
4 親族等の 介護・看護	病院等での付添入院（月15日以上かつ月60時間以上）		100
	在宅介護・看護 （月60時間以上）	重度心身障害者又はねたきり老人の介護・看護	80
		軽度心身症障害者の介護・看護	40
5 災害復旧			100
6 求職活動			30
7 就学・職業訓練	月の就学時間が160時間以上		100
	月の就労時間が140時間以上160時間未満		90
	月の就労時間が120時間以上140時間未満		80
	月の就労時間が100時間以上120時間未満		70
	月の就労時間が80時間以上100時間未満		60
	月の就労時間が60時間以上80時間未満		50
8 虐待・DVのおそれ			100
9 その他市長が認めた理由			10~100

基礎分について

- ・父母の保育の必要性の事由に応じて、基礎点数を設定する。
- ・基礎点数は、父母それぞれの点数を合算する。
- ・父母がいない場合は、その他の保護者で基礎点数を設定する。
- ・父母が複数の保育の必要性の事由に該当する場合は、原則として基礎点数が高い事由のみを設定する。

【 調整分 】

状況		調整点数
1	ひとり親家庭	130
2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	10
3	生計中心者等の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合	10
4	虐待のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	1000
5	DVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	100
6	小学校就学前子どもが障害を有する場合	20
7	育休明け	50
8	産休明け（産後8週経過した翌日から入所を希望する場合）	50
9	兄弟姉妹が認可保育所等（兄弟姉妹と同一の認定こども園を希望している場合は1号利用を含む）にすでに入所している場合	50
10	地域型保育事業又は乳児保育所の卒園児	130
11	同一認定こども園内で1号認定から2号認定へ移る場合	1000
12	多子家庭	
	小学校就学前児童2人	5
	小学校就学前児童3人以上	10
13	保護者が認可保育所等で保育士として教育・保育に従事する場合又は放課後児童健全育成事業に従事する場合	100
14	里親制度を利用している場合	15
15	その他市長が認めた理由	10~500

調整分について

- ・複数の状況に該当する場合は、該当する項目すべてを加算したものを調整点数とする。
- ・父母それぞれが同一項目に該当する場合は、重複して加算せず1人分の調整点数とする。

その他

- ・他の市町村との広域利用に係る利用調整については、当該市町村と締結する協定等に基づき、別途調整を行うこととする。
- ・地域型保育事業を卒園後、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第42条第1項第3号に規定する連携施設への入所を希望する場合については、原則として、当該連携施設において保育を提供するを優先するものとする。

・同点の場合の優先度

1	新規で入所を希望している（転所申込ではない）
2	該当施設に兄弟姉妹がすでに入所している
3	ひとり親家庭
4	多子世帯
5	世帯状況等から総合的に判断する